

## 第 1 回沖繩県特定家畜伝染病防疫対策本部会議 議事概要

- 1 開催日時 令和 4 年 12 月 15 日（木）午後 6 時から午後 6 時 30 分まで
- 2 開催場所 県庁 6 階 第 2 特別会議室
- 3 出席者 知事、副知事、各部局長、警察本部長、教育長、病院事業局長、企業局長
- 4 議事

知事）冒頭挨拶。

続いて、議長として議事進行し、議題 1 から 4 について農林水産部長からの説明を求める。

農林水産部長）以下の議題 1 から 4 までを説明いたします。

### 議題 1：金武町における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

異常家きんの通報が、令和 4 年 12 月 15 日に農場から北部家畜保健衛生所へありました。同日、北部家畜保健衛生所が農場へ立入り、死亡鶏と生鶏について簡易キットによる検査を実施し、死亡鶏 11 羽中 10 羽、生鶏 2 羽中 1 羽が陽性となったとのこと。簡易キット陽性確認後、国への検体送付準備とともに、県家畜衛生試験場にて遺伝子検査をはじめの段取りとなっております。なお、県家畜衛生試験場における検査結果は 12 月 16 日の午前 2 時頃を予定としております。

また、簡易キット陽性に伴い、発生農場には畜舎消毒、出荷自粛、物品等の移動自粛を行っております。

### 議題 2：発生農場の概要

発生農場は金武町にある採卵鶏農場で、規模は約 4 万 5 千羽となっております。鶏舎は、ウインドウレス鶏舎が 1 鶏舎、開放鶏舎が 2 鶏舎におけるケージ飼養となっております。

### 議題 3：防疫措置のスケジュール

今後の防疫措置に関するスケジュールですが、12 月 16 日に疑似患畜が確定後に殺処分、埋却処理、農場消毒等を行います。また、同時に発生農場から半径約 3km 地点と 10km 地点に消毒ポイントを設置し、病原体の拡散防止に取り組みます。その後、12 月 18 日までに殺処分、埋却、農場消毒を完了し、防疫措置終了の予定となっております。他に新たな発生がなければ、

令和5年1月8日に収束する見込みでございます。

#### 議題4：移動制限と搬出制限

発生農場を起点に半径3km内を移動制限区域、半径10km内を搬出制限区域と設定し、鳥や卵等の畜産物の移動や搬出を制限いたします。なお、半径3km内には発生農場以外に養鶏農家はありません。半径3kmから半径10km内には18戸の養鶏農家があり、その18戸については毎日異常の有無確認を行います。

以上です。

知事) はい、ありがとうございます。それでは、質問をどうぞ。

知事公室長) 殺処分は16日から始める予定とのことだが、もっと早くはじめることは出来るのか。

知事) 事務局説明をお願い致します。

畜産課) 現在は簡易キットが陽性となっているのみです。簡易キットは高病原性鳥インフルエンザウイルスのみではなく、病原性の低い鳥インフルエンザウイルスも拾うことから、これから県家畜衛生試験場にて実施される遺伝子検査による結果で疑似患畜が確定してから殺処分等の防疫措置が開始されるため、16日開始を予定しております。

知事) 副知事どうぞ。

副知事) 説明資料で埋却とあったが、どこに埋却するのか。

畜産課) 農場敷地内にあらかじめ埋却地として準備していた土地を掘削し、死体等を埋却処理いたします。

知事) 他にありますか。

無いようですので、これもちまして、すべての議題を終了いたします。

迅速かつ確実な防疫措置が出来るよう、各部局ご支援・ご協力をお願い致します。

以上